

川崎市上下水道局漏水修理実施要綱

(平成22年3月31日 21川水工管第523号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が施行する漏水修理の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第1号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 漏水修理 現に漏水している給水装置又はその附属用具の修繕の工事をいう。

(2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路、幅員の一部が当該道路によって構成される道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。

(3) 私道 公道以外の道路で、同一の建物に属さない2戸以上が使用しているものをいう。

(4) 市負担範囲 川崎市受託給水工事施行規程（平成22年川崎市水道局規程第51号）第8条又は川崎市水道条例施行規程第18条の規定により、本市が費用を負担する範囲をいう。

(5) 宅地内2メートル 宅地内における公道又は私道（以下「公道等」という。）と宅地の境界から給水管の水平延長で2メートルをいう。

(6) 宅地内1メートル 宅地内における公道等と宅地の境界から給水管の水平延長で1メートルをいう。

(7) バルブ 止水栓又は仕切弁をいう。

(施行)

第3条 漏水修理は、次に掲げる場合において、管理者が施行する。

- (1) 漏水による水圧低下又は止水による断水が、多数の人に影響を与える場合
- (2) 市負担範囲における漏水の場合（所有者若しくは使用者等が故意に給水装置若しくはその附属用具を破損させて修繕の必要を生じさせたもの又は掘削等の際に給水装置若しくはその附属用具を破損させて修繕の必要を生じさせたものを除く。）
- (3) その他漏水に起因する災害を防止するため管理者が必要と認めた場合

2 前項第2号の場合により漏水修理を施行する際に、管理者は、宅地に設置されたメーターが1個であり、かつ、その口径が40ミリメートル以下であって、宅地内2メートル以内の範囲にない場合において、宅地内2メートルから当該メーターまでの間で漏水が発生しているときは、当該宅地内2メートル以内の範囲へのメーター等の移設及び当該メーターがあった箇所における配管接続の工事を施行することができる。

(市負担範囲)

第4条 配水管から分岐して設けられた一の給水装置（当該給水装置において分岐して設けられた全ての給水管を含む。以下同じ。）において、宅地に設置されたメーターが、1個の場合における市負担範囲は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める範囲とする。

- (1) メーターが、宅地内2メートル以内の範囲にあるとき 配水管への取付口から当該メーターまでの範囲
- (2) メーターが、宅地内2メートル以内の範囲にないとき
 - ア 宅地内2メートル以内の範囲への前条第2項に規定するメーター等の移設を行うとき 配水管への取付口から当該メーターまでの範囲

イ 宅地内 2メートル以内の範囲への前条第 2 項に規定するメーター等の移設を行わないとき 配水管への取付口から宅地内 2メートルまでの範囲

2 配水管から分岐して設けられた一の給水装置において、宅地に設置されたメーターが複数の場合における市負担範囲は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める範囲とする。

(1) バルブが、宅地内 1メートル以内の範囲にあるとき 配水管への取付口から当該バルブまでの範囲

(2) バルブが、宅地内 1メートル以内の範囲にないとき 配水管への取付口から宅地内 1メートルまでの範囲

3 バルブ又はメーターの設置箇所にかかわらず、バルブ又はメーターに付属するパッキンからの漏水の場合は、当該漏水箇所を市負担範囲とする。

4 受水槽以下の給水設備（受水槽以下に各戸のメーターが設置されているものに限る。）における漏水については、市負担範囲は公道部分とする。

(施行の例外)

第 5 条 管理者は、庭石、植木、門扉その他の障害物により、第 3 条に規定する工事の全部又は一部の施行が困難と認められる部分がある場合は、当該部分については施行しない。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。